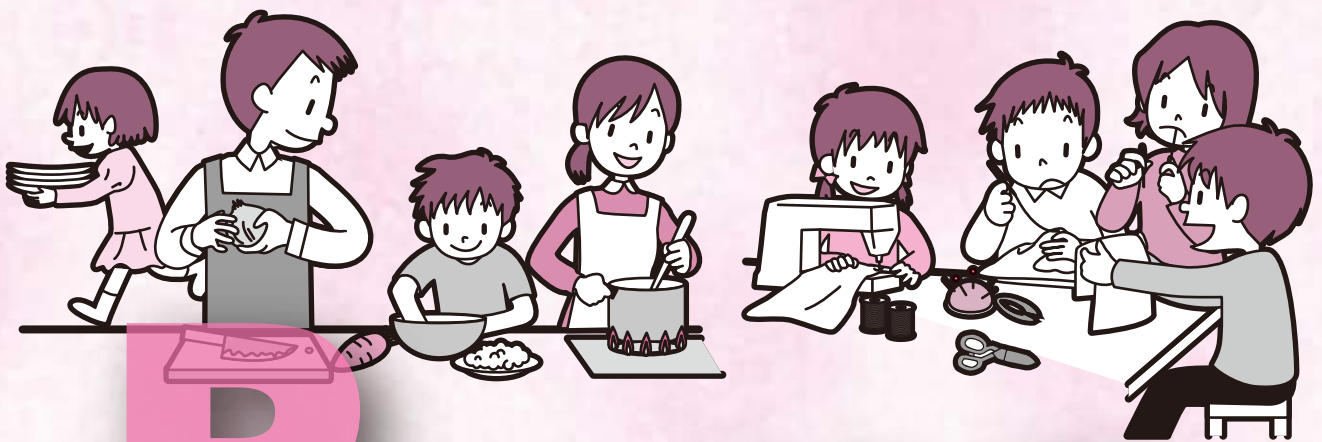
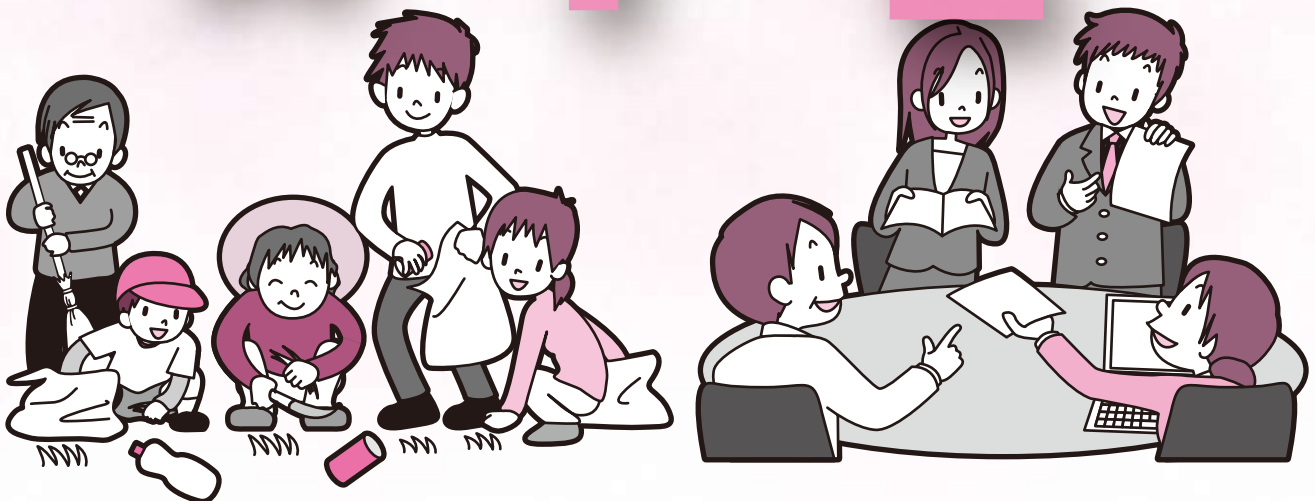


みよし男女共同参画プラン 『パートナー』

改訂版(ダイジェスト)



PARTNER



三好町

みよし男女共同参画プラン 『パートナー』 改訂版の概要

プラン改訂の趣旨

本町は、平成15年度から平成19年度までの5か年を計画期間とする、本町の男女共同参画の推進に関する基本的な計画「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な施策を積極的に実施してまいりました。

本計画も策定から5年が経過し、男女を取り巻く社会環境も大きく変わってまいりました。「配偶者からの暴力の防止に関する法律」の施行と改正、「次世代育成支援対策推進法」及び「少子化対策基本法」の成立など、男女共同参画社会の実現に向けた法整備が進んでおります。

本町におきましては、人口は増加傾向にありますが、少子高齢化はゆるやかではありますが進んでおり、子育てや高齢者介護など、男女が共同で取り組む必要性がますます高まってきました。

国におきましては、「男女共同参画基本計画（第2次）」が平成17年12月に閣議決定がなされたこと、また、愛知県においても、「あいち男女共同参画プラン」の改定が行われ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな取り組みや強化する取り組みの方向が示されました。

こうした状況から、現行プラン（平成15年度から平成19年度までの5年間）『パートナー』を改訂し、プランの体系や新たな課題に対する施策の方向などを見直すことにしました。

プランの性格

- (1)この「みよし男女共同参画プラン『パートナー』」は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であり、本町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2)このプランは、男性も女性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会の形成、また、その能力が十分に発揮できるよう、各種審議会への女性の登用など、男女共同参画社会の実現に向けて総合的に推進していくものです。

プランの期間

本プランの推進期間は、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5か年とします。

ただし、国の法制度の改正等があったときは対応していくほか、社会情勢等の変化に対応して施策を効果的に進めるため、5年間終了後に全体的に見直していきます。



基本理念

プランの基本的視点

男女共同参画社会の実現のために、大切にしたい視点は次のとおりです。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 新しい価値観への意識改革
- (3) 女性の能力の活用
- (4) バリアフリー
- (5) 世代間交流から創造へ
- (6) 男女共同参画に向けての意識づくり

プランの体系



●基本目標Ⅰ● 男女共同参画社会を目指す意識づくり

男女共同参画社会の基本理念は、男女共同参画社会基本法にも明記されているように、「男女の人権尊重」です。

男女共同参画社会を実現するために、ひとりひとりが男女共同参画についての意識を持つことが必要であり、男女の人権を尊重し、性別に起因する差別をなくすためには、従来の固定的な役割分担意識を解消することも必要となります。

学校、家庭、地域などのあらゆる分野において、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するための意識づくりを進めます。

《方針1 啓発活動の強化推進》

施策の方向① ▶▶▶ 各種講演会・研修会の開催による啓発

- ①男女共同参画研修会・講演会の開催 ②家庭教育学級の開催 ③女性団体等が実施する研修会・講演会の支援

施策の方向② ▶▶▶ 男女共同参画社会に関する情報収集・提供

- ①小・中学生への啓発 ②インターネットを活用した情報発信 ③「広報みよし」による啓発

施策の方向③ ▶▶▶ 人権の尊重

- ①メディアにおける女性の人権の確立 ②地域人権啓発活動活性化事業 ③人権侵害に対するの防止啓発

施策の方向④ ▶▶▶ 各種団体に対する啓発

- ①各種団体に対する意識啓発

《方針2 男女平等な教育・学習の推進》

施策の方向① ▶▶▶ 男女平等の視点に立つ保育・学校教育

- ①男女平等に関する指導内容・指導方法の研究 ②保育関係者に対する研修の実施
③男女平等教育の推進 ④男女混合名簿の実施

施策の方向② ▶▶▶ 男女平等な教育のための情報提供

- ①男女共同参画の認識の徹底

施策の方向③ ▶▶▶ 学習環境の整備とサービスの充実

- ①図書館資料による教育・学習活動の充実 ②視聴覚ライブラリーの充実

《方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶》

施策の方向① ▶▶▶ 被害者の保護や支援等の施策の推進

- ①女性への暴力に対する対策

施策の方向② ▶▶▶ 女性に対する暴力の予防のための対策の推進

- ①配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定

●基本目標Ⅱ● あらゆる分野へ参画できる機会づくり

協働によるまちづくりを進める本町において、地域活動へ参画していこうとする町民の皆さんの動きも活発になりつつあるなか、町民活動や町政に関心を持つすべての人が、性別にかかわらず参加できる環境を整える必要があります。

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基礎となります。

《方針1 町民の意見を活かしたまちづくりの推進》

施策の方向① ▶▶▶ 男女が支えあう地域づくり

- ①コミュニティ活動における男女共同参画の促進 ②PTA活動への父親の参加促進

施策の方向② ▶▶▶ 施策・方針決定の場への参画

- ①審議会・委員会への女性の参画促進 ②女性の人材開発と育成

それぞれの場所にある
これからの
男女共同参画の形



①家庭では.....

- 家族全員が互いに協力して、家事、子育て、介護などを行い、明るく楽しい家庭生活を送っています。
- 男性と女性が互いに支え合い尊重しながら、個性が輝く心豊かな暮らしをしています。

《方針2 協働による町民活動の活性化推進》

施策の方向① ▶▶▶ 女性団体の活性化と自立支援

- ①各種女性団体の活性化 ②交流ネットワークづくりへの支援

施策の方向② ▶▶▶ 町民活動団体の支援と協働の推進

- ①各種団体活動の推進

《方針3 新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画》

施策の方向① ▶▶▶ 地域づくりにおける男女共同参画の推進

- ①地域づくりにおける男女共同参画の推進

施策の方向② ▶▶▶ 防災・災害復興における男女共同参画の推進

- ①女性消防団の育成 ②自主防災会の育成支援

施策の方向③ ▶▶▶ 環境分野における男女共同参画の推進

- ①環境分野における男女共同参画の推進

施策の方向④ ▶▶▶ 国際理解・多文化共生社会における男女共同参画の推進

- ①国際交流から学ぶ男女共同参画 ②国際交流の充実 ③町内在住外国人への情報提供

●基本目標 III ● 男女がともに働ける環境づくり

近年、女性の就業人口は著しく増加し、平成17年の国勢調査によると、本町の15歳以上の女性就業者は10,235人で、就業者総数に占める女性就業者の割合は37.51%です。

就業は生活の経済的基盤であるとともに、生きがいや喜びをもたらすものでもあり、女性が性別によって差別されることなく働くことができることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

《方針1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進》

施策の方向① ▶▶▶ 仕事と生活の両立のための社会的支援

- ①低年齢児保育 ②延長保育 ③障がい児保育 ④子育て支援センター ⑤病後児保育への支援
⑥民間保育施設への支援 ⑦仕事と家庭の両立支援 ⑧育児休業等取得促進の啓発 ⑨福祉サービスなど情報の提供 ⑩障がい者相談支援体制の充実 ⑪手話通訳等による聴覚障がい者への支援

施策の方向② ▶▶▶ 介護を支援するための環境整備

- ①団塊世代等の介護参加の推進 ②家族介護交流 ③連絡相談体制の整備 ④介護サービス等に関する情報の提供

施策の方向③ ▶▶▶ 子育てへの父親参加

- ①父親参加型イベントの実施 ②妊娠中の女性及び夫に対する教育

《方針2 職場における男女平等の推進》

施策の方向① ▶▶▶ 男女が対等なパートナーとして働くための職場環境づくり

- ①就労形態・勤務形態の見直しの推進 ②男女雇用機会均等法の周知徹底 ③職場における男女平等

施策の方向② ▶▶▶ 就労能力向上・再就職のための支援

- ①就労女性のための相談窓口

施策の方向③ ▶▶▶ 自営業における労働環境の整備

- ①農業の家族経営協定の推進 ②商工業などに携わる女性への支援

施策の方向④ ▶▶▶ 町内企業に対する意識啓発

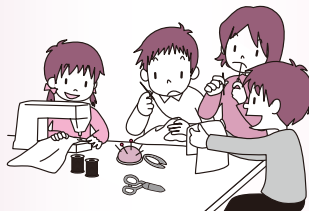
- ①商工会・工業経済会との連携による意識啓発活動

《方針3 女性のチャレンジ支援》

施策の方向① ▶▶▶ 女性のチャレンジ支援の推進

- ①再就職支援セミナーなどの講座の開催 ②技術取得講座の開催

それぞれの場所にある
これからの
男女共同参画の形



②学校では……………

- 男女に関わりなくひとりひとりが個性や能力を伸ばし、社会で活躍できる人材が育っています。
- 進学や就職において、男女を問わず個人の適性を尊重した主体的な進路選択がなされています。

●基本目標Ⅳ● 健康で自立した生活を送るための基盤づくり

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げており、男性も女性も家族としての責任を担い、社会がこれを支援していくことが重要となっています。そのためには、家族そろって健康で明るく自立した生活を営むことが大切です。

《方針1 自立を支える地域福祉の推進》

施策の方向① ▶▶▶ あらゆる家族形態に対応した支援

- ①母子家庭、父子家庭、単身家族などにおける福祉サービスの充実及び相談事業の拡大
- ②訪問介護の充実 ③手当ての支給や医療費の助成

施策の方向② ▶▶▶ 高齢者や障がい者の自立支援

- ①ひとにやさしいまちづくり ②町営住宅の高齢者・障がい者対策 ③障がい者の住宅環境の整備
- ④介護予防と自立の支援

施策の方向③ ▶▶▶ 子育て支援

- ①ニーズに合わせた子育て支援 ②子育てサロンの設置 ③育児・児童相談の充実 ④子ども医療費支給制度の充実

《方針2 心と体の健康づくりの推進》

施策の方向① ▶▶▶ 生涯にわたる健康づくり

- ①健康づくり ②情報提供の充実 ③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向② ▶▶▶ 子どもの健全育成

- ①子どもの虐待防止の啓発 ②児童の健全育成 ③青少年の健全育成

施策の方向③ ▶▶▶ 母性の保護

- ①母子保健の充実

施策の方向④ ▶▶▶ 各種相談事業の実施

- ①相談窓口の充実 ②各種相談事業の実施 ③女性相談窓口の充実

●基本目標Ⅴ● プランの総合的な推進体系の整備づくり

本町がめざす男女共同参画社会の実現のためには、本プランを総合的、計画的に推進することが重要であり、その進捗状況を把握していかなければなりません。

また、プランの施策に限らず、今後の本町の各種計画・施策についても、男女共同参画の視点を踏まえたものであることが必要です。

《方針1 推進組織の整備・充実》

施策の方向① ▶▶▶ 男女共同参画社会推進のための条件整備

- ①男女共同参画社会づくりのための条例制定への取り組み

施策の方向② ▶▶▶ 町民参加によるプランの推進体系の整備

- ①町民と一体となったプランの推進体系の整備 ②プラン推進の進捗状況の管理

《方針2 役所内の意識・制度改革の推進》

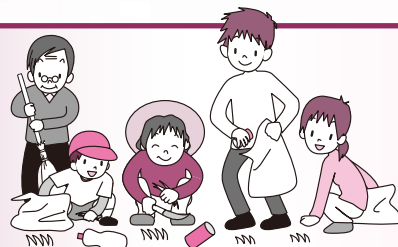
施策の方向① ▶▶▶ 行政運営における男女共同参画社会の視点の反映

- ①各種計画・施策の見直し

施策の方向② ▶▶▶ 職員の意識改革・人材育成

- ①意識啓発と人材育成のための職員研修 ②政策決定の場への女性参画 ③性別によらない職務配分

それぞれの場所にある
これからの
男女共同参画の形



③地域では……

- 地域活動やボランティア活動に男性も女性も主体的に関わり意見を反映させ、住みよい地域づくりに参画しています。
- 子育てや介護などを地域全体で応援し、安全・安心で元気な地域づくりが進められています。

数値目標

本プランの取り組みを進めていく上で、本町の男女共同参画がどのように変わったかが具体的にわかるように、数値目標を掲げ達成度を確認していきます。

これらの数値の目標年次は、本プランの推進期間の最終年度である平成25年度(2013年度)までとし、その結果によって目標達成度を検証し、男女共同参画の取り組みに活かしていきます。

指 標	数 値		目標達成のための 具体的取り組み
	現 状 平成19年度 (2007年度)	目 標 平成25年度 (2013年度)	
男女の地位に関する意識について			
①「男女共同参画社会」の認知度	—	65%	広報・啓発活動の充実
②家庭生活での男女の平等感	36%	45%	男女共同参画の啓発の ための活動の充実
③職場での男女の平等感	23%	25%	
④学校教育の場での男女の平等感	52%	65%	
⑤政治の場での男女の平等感	15%	25%	
⑥法律や制度の面での男女の平等感	35%	40%	
⑦社会習慣の面での男女の平等感	15%	20%	
<p>「現状数値②～⑦」は、平成20年1月7日～1月21日（調査基準日 平成20年1月1日）の期間で、町内在住の16歳以上の男女それぞれ1,000人、合計2,000人を無作為に抽出し、男女共同参画の意識調査を実施した結果で、それぞれの質問に対して「平等である」と答えた人の割合です。</p> <p>「目標数値」は、内閣府が平成19年8月に行った男女共同参画社会に関する世論調査の全国平均値を目途として、このプランの推進期間の最終年（平成25年）に同様の意識調査を実施する場合に目標とする数値です。</p>			
三好町における女性の登用			
各種審議会の委員の構成に占める女性の割合	22%	35%	女性の積極的登用
<p>※法、条例に基づいて設置されている委員会等における女性の登用率を毎年確認します。</p> <p>※愛知県の「男女共同参画プラン21」においては、平成22年度末の目標数値が35%です。</p>			

プランの総合的な推進体制

男女共同参画庁内推進連絡会議	—	年1回以上 開催	男女共同参画プラン 推進取り組み状況の 確認と情報連絡をする 会議の開催
----------------	---	-------------	---

**それぞれの場所にある
これからの
男女共同参画の形**



④職場では.....

- 男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立が可能な、バランスのとれた働きやすい職場環境が整っています。
- 男性も女性もひとりの人間として、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍しています。

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

(男女共同参画社会基本法第二条第一号より)

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。また、行政(国及び地方自治体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

基本理念 男女共同参画社会を実現するための5本の柱



発行：平成21年3月

お問合せ先

- 事務局／愛知県三好町 町民協働部 町民活動支援課
- 住所／〒470-0295 愛知県西加茂郡三好町大字三好字小坂50番地
- 電話／0561-32-2111(代表)
- 三好町ホームページ <http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp/>

※このパンフレットは、みよし男女共同参画プラン『パートナー』改訂に関する概要を紹介しているものです。本編は町民活動支援課ホームページにおいて閲覧及びダウンロードできます。